

会 議 録

会議の名称	平成23年度 第7回 公民館運営審議会議事録		
開催日時	平成24年度3月22日(木) 午後2時～2時35分		
開催場所	笠間市笠間公民館 1階 ふれあいルーム	事務局	笠間市笠間公民館
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>	傍聴者数	0人
出席者	委員：湊委員長、調副委員長、海藤委員、上野委員、飯塚委員、小西委員、 深澤委員、常井委員、坂野委員、南委員、町田委員 事務局：川辺館長、小林館長、稲田館長、豊田副館長、川井主査		
議題	【報告案件】 (1) 答申(案)について (2) その他		
議 事 (審議経過及び発言内容)			
事務局	<p>会議の成立に関しまして、ご報告いたします。笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定によりまして、会議は在職委員の過半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができないとあり、在籍委員12名のうち、本日11名が出席されておりますので、この会議が成立することをご報告します。</p> <p>会議開催の事前公表については、ホームページと広報笠間お知らせ版で、会議の開催日時、場所、内容について掲載しております。</p> <p>傍聴の申し込みについては、まだお見えになっておりませんが、希望者は1名ございました。</p> <p>1 開 会 2 あいさつ</p> <p>今回が最後の審議会となりますが、皆様のおかげをもちまして、答申(案)が出来上がりました。今日はこの点につきまして、皆様からご意見を賜りたいと思います。そして最終的に答申書として成立すれば、審議会終了後に事務局にお渡ししますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>		
事務局	<p>笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定によりまして、委員長が会議の議長となります。</p> <p>3 議 題</p> <p>委員長 議題1、答申(案)についてお諮りします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局 答申(案)をお配りしてありますのでご覧ください。朗読させていただきます。 ＝以下、答申案を朗読＝</p> <p>委員長 答申にあたってということで、経緯と審議会の公開、答申(案)の内容が読み上げられました。委員の皆様方からご意見を賜りたいと存じます。</p> <p>委 員 答申4の内容で、上記3の内容は諮問事項を逸脱しておりますがとありますが、このことについてご説明をお願いします。</p>		

委員長	<p>我々公民館運営審議会において答申できるのは、社会教育法に規定する公民館でありその機能です。また審議の対象においても同じです。</p> <p>答申3の内容は、市民活動センターやコミュニティセンター等については、市立公民館以外の他の部局が管轄するものなので、答申4と関連させ、我々が本来口を挟むものではないという事を指しています。</p> <p>答申4では、公民館運営審議会以外の、例えば市長部局の市民活動課などが所轄する審議会等において審議をするものであり、その審議会等が市民活動センターやコミュニティセンター等の施設の検討をされるべきで、公民館運営審議会が口を挟むものではない、と遠慮した言い方になっています。</p> <p>他にございますか。</p>
委員	<p>地区公民館を中学校区毎に設置という内容は、岩間地区はすでに公民館があるので設置しないということですか。また、友部地区は1つ公民館があるので、もう1つ設置ということなのですか。</p>
委員長	<p>友部、岩間地区の中学校区毎に地区公民館を設置という表現ですので、友部、岩間地区には本館のほかに地区公民館はありませんので、岩間地区には1つ、友部地区には2つ設置することが望ましいという内容です。</p> <p>なお、私個人としては、将来的に、笠間地区の地区公民館は老朽化の問題もありますので、中学校区毎に統合していくべきではないかと考えています。</p> <p>今回、委員の皆様も公民館と集会所の違い、また、公民館機能とか、あるいは公民館機能ではない福祉事業などを理解され、また勉強していただきましたので、これまでの審議会の討議は大変有意義であったと考えています。</p>
委員	<p>答申1では地区公民館の名前を残すような内容で、答申2では友部、岩間地区に設置する内容ですが、地区公民館の名称は変えるべきと考えますがどうでしょうか。</p>
委員長	<p>答申1は地区公民館の運営上問題ない考えを示しております。答申2は行政格差の解消から必要ではないかとの答申内容になっています。</p> <p>答申3では住民ニーズ機能のある施設が望まれていること、答申4は先ほど申したとおり、我々が積極的に答申する内容ではないこと、また、前回の審議会でも申しましたが、地区公民館の用途変更による名称の変更は、我々の審議会には求められていませんし、市で検討すべきであると考えていますので、その点ご理解願います。</p>
委員	<p>笠間地区の中学校の数は12あるということによろしいのでしょうか。</p>
委員長	<p>中学校は、現在12校はありません。我々審議会としては、今後笠間地区の地区公民館を中学校区に集約とか統合とかを、将来提言するように検討をすべきだと考えております。</p> <p>しかし、具体的にまだ問題になるようなケースが起きていないことから、今回の答申内容になっています。</p>
委員	<p>答申2の友部、岩間地区の中学校区毎に地区公民館を設置することと、答申3の今後笠間市においても公民館機能と併せ持つ住民ニーズ機能のある施設が望まれますという内容は、別々に設置する要望でしょうか。</p>
委員長	<p>どちらも市が判断することであると考えます。我々審議会は地区公民館につい</p>

での答申をするものであり、住民ニーズからすれば必要ということでのこのような内容にしまして、市の方で判断していただければと考えています。

委員 友部、岩間にも地区公民館を作ることは大変結構なことであり、中学校区毎の設置では、友部は2つ、岩間は1つである。地区公民館は地区の特色を出した地域に根ざした公民館なので、岩間の公民館があり、もう1つ地区公民館では同じような感じに思えます。お金の問題もありますが、小学校区毎の設置で難しいのであれば、友部地区は3つ、岩間地区は2つぐらい設置するとした提言ではどうですか。

委員長 施設の数、最終的に市の方で考えていただければよいことだと思います。我々審議会としては、行政サービスを考えて、中学校区毎でよいのではという内容にしています。

先ほど申しましたように、笠間地区には12の地区公民館がありますが、将来の提言においては、中学校区毎に集約しても良いのではと私個人は考えています。地区公民館が設置されるのか、または住民ニーズを汲み取って公民館機能を併せ持った施設を考えるのかは、市の方で考えていただければよいのではないかと思います。今回は12の地区公民館について運営上の答申を行い、それ以外については市の方で検討を行っていただく内容になっています。

岩間地区の本館と地区公民館がそれぞれ1つずつでは、どちらがどうなのか分かりにくいのご意見ですが、運営の中において地区公民館が果たす役割を考えていただければ良いのではないかと思います。

他にご意見がございますか。

委員 この答申で問題ないと思います。

委員 今日を含めて審議会を6回行なってできた答申なので、これでよいと思います。

委員長 この答申でよろしければ、委員の皆様の手拍をお願いしたいと存じます。

・ ・ 拍手 ・ ・

委員長 それでは、この内容で答申書を提出させていただきます。

議題その他で、事務局で何かありますか。

事務局 ございません。

委員長 審議会終了後に、答申書を事務局にお渡しします。

委員の皆様には、長い間審議をしていただき、大変有難うございました。

以上を持ちまして審議会を終了とさせていただきます。

4 その他 ー特になしー

5 閉 会